

北本市教育委員会 令和6年3月定例会会議録						
1 日 時	令和6年3月21日(木) 午後2時00分から4時12分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の 氏 名	一 黒川範子	二 委員久保田篤正	三 委員関根桂子			
5 欠席した委員の氏名	四 委員森田高正					
6 説明のため出席 し た 職 員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学 校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長					
議案及び報告件名	議事の大要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会3月定例会を開会する。					
2 会議録の承認 について	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会2月定例会の議事録について質 問、意見、訂正等あるか。  — 各委員、特に意見なし —  神子教育長： 令和6年北本市教育委員会2月定例会の議事録については、 承認としてよろしいか。  — 各委員、了承 —  神子教育長： 令和6年北本市教育委員会2月定例会の議事録は、承認す る。					
3 会議録署名委 員の指名につい て	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の久保田委員にお 願いする。					
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が11件、審議事項が7件の合計1 8件である。 なお、本日の教委報告第21号については、個人情報に関する 案件、教委議案第15号については、人事に関する案件のた め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7 項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。  — 各委員、了承 —  神子教育長： 本日の教委報告第21号、教委議案第15号については、「非 公開」審議とする。					
5 報告事項(公開)	神子教育長： 教委報告第11号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告					

案件) (1) 教委報告第 11号「教育 長の決裁処 分（共催・後 援）の報告に ついて」	<p>について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第11号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第11号について、質疑はあるか。 —特に意見なし—</p> <p>神子教育長：教委報告第11号については、了承としてよいか。 —各委員、了承—</p> <p>神子教育長：教委報告第11号については、了承とする。</p> <p>（2）教委報告第 12号「令和 6年第1回 北本市議会 定例会一般 質問答弁に ついて」</p> <p>神子教育長：教委報告第12号「令和6年第1回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いする。</p> <p>草野教育部長：（教委報告第12号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第12号について、質疑はあるか。 —特に意見なし—</p> <p>神子教育長：教委報告第12号については、了承としてよいか。 —各委員、了承—</p> <p>神子教育長：教委報告第12号については、了承とする。</p> <p>（3）教委報告第 13号「令和 6年度北本 市立教育セ ンター事業 計画につい て」</p> <p>神子教育長：教委報告第13号「令和6年度北本市立教育センター事業計画について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長：（教委報告第13号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第13号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員：以前にもお伺いしたことがあるが、教育相談室の利用状況はどうか。</p> <p>木暮学校教育課長：令和5年度の状況はまだ確定していないが、令和4年度の実績としては、相談件数が360件、ステップ学級利用者が360名、ことばの教室の通級者が203名であった。 今年度の状況は確定したら報告させていただく。</p>
---	---

黒川委員： 学校カウンセラーやことばの教室の先生のような人が東京で雇い止めにあってるという報道があった。

児童生徒とうまく関係を築きながら対応する必要があるが、北本市での雇用状況はどうか。

木暮学校教育課長： 出来れば拡充して、相談に対応していきたいところだが、新たなカウンセラーを見つけることが難しい。

現状としては、教育センターに常駐1名となっており、1名を削減する予定はない。

神子教育長： 令和6年度に常駐1名として予算の確保がされているという認識で良いか。

木暮学校教育課長： そのとおりである。

神子教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委報告第13号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

神子教育長： 教委報告第13号については、了承とする。

(4) 教委報告第14号「北本市体育センター令和6年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。

櫻井生涯学習課長： (教委報告第14号の説明)

神子教育長： 教委報告第14号について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委報告第14号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

神子教育長： 教委報告第14号については、了承とする。

(5) 教委報告第15号「北本市野外活動センター令和6年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。

<p>市野外活動センター令和6年度事業計画について」</p>	<p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第15号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第15号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長：教委報告第15号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長：教委報告第15号については、了承とする。</p>
<p>(6) 教委報告第16号「北本市地区公民館等令和6年度事業計画について」</p>	<p>神子教育長：教委報告第16号「北本市地区公民館等令和6年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第16号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第16号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員：各公民館については、老朽化が進んでいると思うが、令和6年度に大きな工事等を予定しているか。</p> <p>櫻井生涯学習課長：令和6年度については、中丸公民館の屋上防水工事及び西部公民館のエレベーターの改修工事を予定している。</p> <p>久保田委員：安全に使えるように配慮いただけようにお願いしたい。</p> <p>櫻井生涯学習課長：了解した。</p> <p>神子教育長：他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長：教委報告第16号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長：教委報告第16号については、了承とする。</p>
<p>(7) 教委報告第17号「北本市文化セン</p>	<p>神子教育長：教委報告第17号「北本市文化センター令和6年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p>

<p>タ一令和6 年度事業計 画について」</p> <p>(8) 教委報告第 18号「北本 市立こども 図書館令和 6年度事業 計画につい て」</p> <p>(9) 教委報告第 19号「市民 大学きたも と学苑の令 和5年度の 実施状況に ついて」</p>	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第17号の説明) 神子教育長： 教委報告第17号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第17号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 教委報告第17号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第18号「北本市立こども図書館令和6年度事業計 画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第18号の説明) 神子教育長： 教委報告第18号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第18号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 教委報告第18号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第19号「市民大学きたもと学苑の令和5年度の実施 状況について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第19号の説明) 神子教育長： 教委報告第19号について、質疑はあるか。 森田委員： 中止予定講座というのは、どのような講座が中止予定なの か。 櫻井生涯学習課長： 募集をして、1名、2名程度しか集まらない講座について は、講座の先生と相談して、中止としている。 森田委員： 流山市の市民大学のような講座については、市から技術等 を持っている人に依頼して講師を務めてもらっているため、募 集倍率が何倍という形になっている。</p>
---	---

	<p>北本市でも市から講師を依頼することはあるのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 北本市では講師依頼ということは行っていない。あくまでも、市民教授ということで、市民の人が務めている。 市の予算が無く、あくまでも受講料を原資として運営している。 ただ、講座によっては、応募が多く抽選になっていることもある。</p> <p>久保田委員： 每年の懸案事項であるが、親子で楽しめるような講座があると良いと思う。 別件ではあるが、過去には文化センターの屋上を使って、天体観測会をしていた。 今も継続して実施しているのか。 市民大学講座の方で実施する必要はないか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 今も文化センターの事業として実施しているため、市民大学講座と被らないようにしている。 引き続き、講座の検討は続けていく。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第19号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第19号については、了承とする。</p> <p>(10) 教委報告20号「第25回北本市郷土芸能大会の事業報告について」</p> <p>神子教育長： 教委報告20号「第25回北本市郷土芸能大会の事業報告について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>齊藤文化財保護課長： (教委報告第20号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： 北本市民の方だが、初めて郷土芸能大会を見るといった意見がある。 様々な方法でPRしていただいているが、まだまだ知らない方がたくさんいる。 体育祭の際等に保存会に所属している児童生徒が活躍して</p>
--	---

	<p>いる姿を披露出来るような場を設けるなど、学校教育との関連が出来ると良いと考える。</p> <p>齊藤文化財保護課長： 保存会ともよく相談してまいりたい。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号については、了承とする。</p>
<p>6 審議事項(公開案件)</p> <p>(11) 教委議案第9号「令和6年度教育行政の重点施策について」</p>	<p>神子教育長： 審議事項に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号「令和6年度教育行政の重点施策について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第9号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号については、可決とする。</p>
<p>(12) 教委議案第10号「令和6年度指導の重点について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第10号「令和6年度指導の重点について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第10号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第10号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第10号については、可決としてよいか。</p>

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第10号については、可決とする。

(13) 教委議案第11号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」

神子教育長： 教委議案第11号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いする。

木暮学校教育課長： (教委議案第11号の説明)

神子教育長： 教委議案第11号について、質疑はあるか。

久保田委員： オンライン学習通信費というのは、具体的には何か。

木暮学校教育課長： 各家庭で導入しているWi-Fi環境について、所得基準に満たない家庭については、年間7千円の補助を出すもの。

関根委員： この年間7千円と設定した基準は何か。

木暮学校教育課長： 近隣市を調査して、7千円と定めた。

神子教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第11号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第11号については、可決とする。

(14) 教委議案第12号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」

神子教育長： 教委議案第12号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いする。

木暮学校教育課長： (教委議案第12号の説明)

神子教育長： 教委議案第12号について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第12号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

	<p>神子教育長： 教委議案第12号については、可決とする。</p> <p>(15) 教委議案第13号「北本市立中学校拠点校部活動要綱について」</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号「北本市立中学校拠点校部活動要綱について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第13号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号について、質疑はあるか。</p> <p>森田委員： 今までに拠点校部活動の制度を活用している生徒はいるのか。</p> <p>木暮学校教育課長： 拠点校部活動の制度については、今年度県から新たに提示された制度であり、これを北本市においても取り入れて実施するために動いているものである。 そのため、今までに事例はない。</p> <p>関根委員： 部活動を理由とした指定校変更を維持したまま、拠点校部活動が始まるのか。</p> <p>木暮学校教育課長： これまで部活動を一つの条件として指定校変更が出来たが、今後は部活動を理由とした指定校変更は廃止の方向で調整していく。</p> <p>久保田委員： 学校選択制で考えると、学校の仲間と同じ部活で活動できるということがあるが、拠点校部活動だと授業終了後に移動して違う学校の子供達と活動することになる。 子供のことを主体として考えると、他校に行って活動することは難しさもあるのではないか。</p> <p>木暮学校教育課長： 子供の数が減少しており学級数も減少している状況で、先生の数も減少している。 その中で、各学校単位で部活動を維持することは難しい状況である。 顧問が一人体制になってしまう等、子供達にとって有益な活動をし辛い状況が出てくることが考えられ、専門的な指導ができない場合もある。</p> <p>顧問が異動してしまった場合等、拠点校部活動を実施して子供達がやりたい部活動を市内に残したいということである。</p> <p>黒川委員： 部活動の地域移行の前段階としての動きでもあることを踏</p>
--	---

まえて理解が出来る。

子供の気持ちになって考えると、学校での人間関係と、部活動の人間関係があるため、子供達が人間関係を築いていいけるかが心配である。

木暮学校教育課長： 実際のところ、他市でも事例が無いため、子供達の状況は不明なところがある。

この後に部活動の地域移行が始まり、どこまで部活動の地域移行が進められるかを考慮すると、拠点校部活動を進めておく必要がある。

何かうまくいかないことがあれば、修正させていただくとともに、子供達のためになることを考えていく。

神子教育長： 教育長に就任した時から、やりたいクラブ活動が出来ない子供がいることは課題と感じていた。

出来るようにしていくためにはどうしたらいいだろうかということを考えていたところ、拠点校部活動を進めていくことで、文化部も含めてやりたい部活動が出来るのではないかと思っている。

生活の場と部活動の場が変わることの心配はあるが、他の学校の生徒とも繋がりが作れることは大きなメリットにもなる。

また、初めて実施することであるので、子供達にとって不都合がある場合は、すぐにやめるような柔軟性が必要を感じている。

近隣市町でも子供が減っており、本市で上手く運用して他市にも広がってほしいと思っている。

森田委員： 子供達が他校での部活動を行なって、不都合があった時に変更するとなつた時に、3年間どこかの学校で部活動と固定するのではなくて、学期ごとに変更するといった柔軟性を持った方が、変更しやすく子供達の可能性も潰さないのでないか。

木暮学校教育課長： 状況に応じて学校とも都度協議しながら対応まいりたい。

神子教育長： 北本中学校はいろいろな部活があり、校庭が混んでいるが、他の学校の空いている校庭を使うといった柔軟な対応も考えられる。

子供達のためにより良い環境で部活動が出来る、みんなが参加出来れば良いと思っている。

神子教育長： 他に、質疑はあるか。

	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第13号については、可決としてよいか。
	— 各委員、可決 —
	神子教育長： 教委議案第13号については、可決とする。
7 報告事項(非公開案件) (16) 教委報告第21号「令和5年度就学支援委員会の支援結果について」	神子教育長： 非公開審議に入る。 教委報告第21号「令和5年度就学支援委員会の支援結果について」について、学校教育課より説明をお願いする。 木暮学校教育課長： (教委報告第21号の説明) 神子教育長： 教委報告第21号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委報告第21号については、承認としてよいか。
8 審議事項(非公開案件) (17) 教委議案第14号「令和6年度教科書採択第7採択地区協議会委員の指名について」	神子教育長： 教委議案第14号「令和6年度教科書採択第7採択地区協議会委員の指名について」について、学校教育課より説明をお願いする。 木暮学校教育課長： (教委議案第14号の説明) 神子教育長： 教委議案第14号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第14号については、可決としてよいか。
	— 各委員、可決 —
	神子教育長： 教委議案第14号については、可決とする。
(18) 教委議案第15号「人事異動に関する意見聴取について」	神子教育長： 教委議案第15号「人事異動に関する意見聴取について」について、私がから説明する。 神子教育長： (教委議案第15号の説明) 神子教育長： 教委議案第15号について、質疑はあるか。

	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第15号については、可決としてよいか。
	— 各委員、可決 —
	神子教育長： 教委議案第15号については、可決とする。
9 その他	神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 学校教育課： (教職員就任式について) 学校教育課： (教職員に関する県の処分について)
10 閉会の宣言	神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和6年4月24日 教育長 神子修 署名委員 木村田馬之 書記 落合元